# 化学物質のリスク評価検討会報告書

(平成22年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価)

平成 23 年 7 月

1 はじめに	1
2 リスク評価の実施状況	2
<ul> <li>3 平成22年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価</li> <li>(1)対象物質</li></ul>	4 4 5
<ul> <li>4 リスク評価書等(別冊)</li> <li>(1) 初期リスク評価書(8物質)</li> <li>① オルトーニトロアニソール</li> <li>② カテコール</li> <li>③ 酸化チタン(IV)</li> <li>④ 1,3-ジクロロプロペン</li> <li>⑤ ジメチルー2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)</li> <li>⑥ ニトロメタン</li> <li>⑦ パラージクロロベンゼン</li> <li>⑧ 4-ビニルー1-シクロヘキセン</li> <li>(2) 詳細リスク評価書(5物質)</li> <li>⑨ インジウム及びその化合物</li> <li>⑩ エチルベンゼン</li> <li>⑪ コバルト及びその化合物</li> <li>⑫ 酢酸ビニル</li> <li>③ 1,2-ジブロモエタン</li> </ul>	

(別紙) これまでのリスク評価の進捗状況一覧

### 1 はじめに

職場において取り扱う化学物質の種類は多様で、取り扱う作業も多岐にわたる中で、化学物質による職業性疾病の発生は依然として後を絶たない状況にある。このため、平成16年5月に取りまとめられた「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会報告書」では、事業者が自ら化学物質の有害性等とばく露レベルに応じて生ずる労働者の健康障害の可能性及び程度について評価(リスク評価)を行い、必要な措置を講ずる自律的な管理が基本であるとしながらも、中小企業等では自律的な化学物質管理が十分でないこと等を考慮して、国自らも必要に応じてリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等について、規制を行うなどのリスク管理が必要であるとしている。

また、平成 16 年 12 月 27 日の労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」において、国は、有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容等のばく露関係情報等に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じることが必要であるとされている。

これらを受けて、平成17年5月に報告された「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」において、①国が行う化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の考え方及び方法、②リスク評価の結果に基づき国が講ずべき健康障害防止措置及び③ばく露関係の届出について基本的考え方が取りまとめられ、平成18年1月に公布された改正労働安全衛生規則において、有害物ばく露作業報告の制度が創設された。

このような経緯を経て、平成 18 年度から、国による化学物質のリスク評価を実施している。

平成 21 年度には、「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会報告書」 において、リスク評価の実施方法のレビューが行われ、より的確な健康障 害防止措置の検討を行うために、リスク評価を「初期評価」と「詳細評価」 の 2 段階で行う等の改善を加えたところである。

### 2 リスク評価の実施状況

# <平成18年度ばく露実態調査対象物質>

平成19年4月、①エピクロロヒドリン、②塩化ベンジル、③1,3-ブタジエン、④ホルムアルデヒド及び⑤硫酸ジエチルの5物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

### <平成19年度ばく露実熊調査対象物質>

平成 20 年 3 月、①2, 3-エポキシ-1-プロパノール、②塩化ベンゾイル、③オルトートルイジン、④クレオソート油、⑤1, 2, 3-トリクロロプロパン、⑥ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除く。)、⑦砒素及びその化合物(三酸化砒素を除く。)、⑧フェニルオキシラン、⑨弗化ビニル及び⑩ブロモエチレンの 10 物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

# <平成20年度ばく露実態調査対象物質>

平成 21 年 6 月、①イソプレン、② 2 , 3 -エポキシプロピル=フェニルエーテル、③ オルトーアニシジン、④ オルトーニトロトルエン、⑤ 2 -クロロー 1 , 3 -ブタジエン、⑥ コバルト化合物(塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。)、⑦ 酸化プロピレン、⑧ 4 , 4 ' -ジアミノジフェニルエーテル、⑨ 4 , 4 ' -ジアミノー 3 , 3 ' -ジメチルジフェニルメタン、① 2 , 4 -ジアミノトルエン、① 1 , 4 -ジクロロー 2 -ブテン、② 2 , 4 -ジニトロトルエン、③ ジメチルヒドラジン、④ ヒドラジン(ヒドラジン・水和物を含む。)、⑤ 1 , 3 -プロパンスルトン、⑥ベンゾ [a] アントラセン、⑥ベング [a] ピレン、[a] ピレン、[a] アントラセン、[a] ピレン、[a] ピレン、[a] ピレン、[a] アントラセン、[a] ピレン、[a] ピレン、[a] で、[a] で、[

# <平成21年度ばく露実態調査対象物質>

平成22年7月、初期評価7物質(①アクリル酸エチル、②アセトアルデヒド、③インジウム及びその化合物、④エチルベンゼン、⑤コバルト及びその化合物(塩化及び硫酸コバルトを除く)、⑥酢酸ビニル、⑦1,2-ジブロモエタン)及び詳細評価7物質(①2-クロロ-1,3-ブタジエン、②コバルト化合物(塩化及び硫酸コバルト)、③酸化プロピレン、④1,4-ジクロロ-2-ブテン、⑤2,4-ジニトロトルエン、⑥ジメチルヒドラジン、⑦1,3-プロパンスルトン)合計14物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

# 3 平成22年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価

# (1) 対象物質

今回は、平成22年度に国によるばく露実態調査を行った13物質について リスク評価を行った(これまでのリスク評価の状況は別表のとおり)。

これらのうち 2 物質は平成 20 年度ばく露作業報告対象物質で、ばく露実 態調査の実施時期の調整のためリスク評価が遅れていたもので、残りは平成 21 年度ばく露作業報告対象物質である。

平成20年報告ばく露作業報告対象物質

物の名称	発がん性評価 (IARC, 又はEU)
オルト-ニトロアニソール	2 (EU)
1,2-ジブロモエタン (別名 EDB)	2A, 2 (EU)

平成21年報告ばく露作業報告対象物質

物の名称	発がん性評価 (IARC)
インジウム及びその化合物	りん化インジウム <i>は</i> 2A
エチルベンゼン	2B
カテコール	2B
コバルト及びその化合物	2B
酢酸ビニル	2B
酸化チタン (IV)	2B
1, 3-ジクロロプロペン	2B
ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 DDVP)	2B
ニトロメタン	2B
パラ-ジクロロベンゼン	2B
4-ビニル-1-シクロヘキセン	2B

なお、平成20年及び21年のばく露作業報告対象物質の選定は以下により 行っている。

# [平成20年選定基準]

- ① 労働安全衛生法施行令別表第9に掲載されていること。(労働安全衛生法第57条の2に基づく文書交付対象物質)
- ② 特定化学物質障害予防規則等(第3類特定化学物質を除く)で規制されていないこと。
- ③ 発がん性の知見が次のいずれかに該当すること。 ア 国際がん研究機関 (IARC) の発がん性評価が「1」又は「2 A」のもの イ EU (欧州連合) の発がん性分類において、「1」又は「2」と評価されてい るもの

○ 平成18年度、19年度において、我が国での取り扱いが確認できないもの、 生産量が少ない物(1トン以下)、副次的に発生する物であって、その発生量が少 量であるものとして除外したものについても、ばく露作業報告により取り扱いの 有無を確認するため対象とした。

# [平成21年選定基準]

- ① 労働安全衛生法施行令別表第9に掲載されていること。(労働安全衛生法第57条の2に基づく文書交付対象物質)
- ② 特定化学物質障害予防規則等(第3類特定化学物質を除く)で規制されていないこと。
- ③ 発がん性の知見が次のいずれかに該当すること。
  - ア 発がん性の知見について平成 18·19 年度の対象物質に準じる物質(国際がん研究機関(IARC)の発がん性評価が「2B」のもの)
  - イ 学識者より「リスク評価を行うべき」とされた物質
  - ※平成18年度から20年度にかけて、IARCの評価が「1」又は「2A」もしくはEUの分類が「1」又は「2」の物質を選定した。
- ④ 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) のばく露限界 (TLV) 又は日本産業衛生学会の許容濃度があること。

### (参考) IARC における発がん性の評価

グループ1:ヒトに対して発がん性がある

グループ 2A: ヒトに対しておそらく発がん性がある

グループ 2B:ヒトに対して発がん性が疑われる

### EUにおける発がん性分類

1:ヒトに対して発がん性があることが知られている物質

2:ヒトに対して発がん性があるとみなされるべき物質

# (2) リスク評価の手法

「リスク評価の手法」(平成 22 年 1 月改訂)及び「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」(平成 21 年 12 月。以下、「ガイドライン」という。)に基づき評価を行った。

(参考)「リスク評価の手法」

(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/d1/s0331-20m.pdf)

「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」

(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/s0115-4.html)

### (3) リスク評価関係検討会参集者

# 化学物質のリスク評価検討会

池田 敏彦 横浜薬科大学臨床薬学科教授

内山 巌雄 京都大学名誉教授

圓藤 陽子 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院産業中毒セ

ンター長

大前 和幸 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授

小嶋 純 独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グ

ループ上席研究員

清水 英佑 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長

高田 礼子 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授

○名古屋 俊士 早稲田大学理工学術院教授

西川 秋佳 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長

花井 荘輔 独立行政法人産業技術総合研究所客員研究員

原 邦夫 帝京平成大学地域医療学部教授

宮川 宗之 独立行政法人労働安全衛生総合研究所健康障害予防研究グ

ループ部長

# 有害性評価小検討会

池田 敏彦 横浜薬科大学臨床薬学科教授

○大前 和幸 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授

清水 英佑 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長

高田 礼子 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授

西川 秋佳 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長

宮川宗之独立行政法人労働安全衛生総合研究所健康障害予防研究グ

ループ部長

# ばく露評価小検討会

内山 巌雄 京都大学名誉教授

圓藤 陽子 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院産業中毒セ

ンター長

小嶋純独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グ

ループ上席研究員

〇名古屋 俊士 早稲田大学理工学術院教授

花井 荘輔 独立行政法人産業技術総合研究所客員研究員

原 邦夫 帝京平成大学地域医療学部教授

(50 音順、敬称略、○は座長)

# (4) リスク評価検討会の開催経過

# 有害性評価小検討会

第1回有害性評価小検討会 平成23年2月22日(火)

① がん原性試験(吸入試験)対象物質の選定について(フィージビリティーテスト

終了物質からの選定)

② 有害性評価書、評価値の検討(6物質)

第2回有害性評価小検討会 平成23年4月14日(木)

① 有害性評価書、評価値の検討(3物質)

# ばく露評価小検討会

- 第1回ばく露評価小検討会 平成23年3月2日(水)
- ① ばく露実態調査対象物質の測定分析法について
- ② 平成22年度ばく露評価について(非公開)

第2回ばく露評価小検討会 平成23年4月6日(水)

- ① ばく露実態調査対象物質の測定分析法について
- ② 平成22年度ばく露実態調査の結果(非公開))

第3回ばく露評価小検討会 平成23年4月20日(水)

① 平成22年度ばく露実態調査の結果(非公開)

# 化学物質のリスク評価検討会

- 第1回化学物質のリスク評価検討会 平成23年5月10日(火)
  - ①平成22年度リスク評価対象物質のリスク評価について
- 第2回化学物質のリスク評価検討会 平成23年5月27日(金)
  - ①平成22年度リスク評価対象物質のリスク評価について
- 第3回化学物質のリスク評価検討会 平成23年6月15日(水)
  - ①平成22年度リスク評価対象物質のリスク評価について
- (5) リスク評価結果の概要
  - ① 初期リスク評価結果
    - ア 次の5物質については、製造・取扱いを行う一部の事業場において二 次評価値を超えるばく露が見られたことから、さらに詳細なリスク評価 を行うべきであり、ばく露の高かった要因を明らかにするとともに、国 は事業者がばく露低減のため適切に管理を行うよう指導すべきである。
      - ○酸化チタン
      - ○1.3-ジクロロプロペン
      - ○ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 DDVP)
      - ○パラ-ジクロロベンゼン

### ○4-ビニル-1-シクロヘキセン

- イ 次の2物質については、ばく露の測定結果が二次評価値以下であった ことから、今回のばく露実態調査に基づくリスク評価ではリスクは高く ないと考えられるが、有害性の高い物質であることから、国は、事業者 が自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。
  - ○オルトーニトロアニソール
  - ○カテコール
  - ○ニトロメタン
  - ※二次評価値:労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質に暴露した場合にも、当該ばく露に起因して労働者が健康に悪影響を受けることはないであろうと推測される濃度。「リスク評価の手法」に基づき、原則として日本産業衛生学会の許容濃度又はACGIHのばく露限界値を採用している。

### ② 詳細リスク評価結果

昨年の初期リスク評価の結果、ばく露の高かった要因を明らかにするため 5 物質の詳細リスク評価(有害性評価及びばく露評価)を行ったところであり、その概要は次のとおりである。

- ア 次の3物質については、製造・取扱いを行う一部の事業場において二 次評価値を超えるばく露が見られ、ばく露要因を解析したところ作業工 程共通のリスクと考えられ、他の事業場においても高いばく露があると 推測されることから、制度的対応を念頭においてばく露リスク低減のための健康障害防止措置等の対策の検討を行うべきである。(括弧内は、措置の検討の対象とすべき作業)
  - ○インジウム及びその化合物 (インジウム化合物の製造・取扱い等)
  - ○エチルベンゼン (塗料の溶剤として使用する塗装作業)
  - ○コバルト及びその化合物(金属コバルト及びコバルト化合物を取り扱う作業等)
- イ 次の2物質については、製造・取扱いを行う事業場の一部の作業において二次評価値を超えるばく露が見られたが、ばく露要因を解析したところ作業工程共通のリスクは認められなかった。しかしながら、適切な管理が行われない場合には比較的高いばく露が見られるため、国は事業者が自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。
  - $\bigcirc 1, 2$ -ジブロモエタン
  - ○酢酸ビニル

なお、今回行った①及び②のリスク評価は、現時点において入手された資

料・データを基にリスク評価を行ったものであり、リスク評価結果は将来に わたって不変のものではない。このため、引き続き情報収集に努めていく必 要がある。